

美方町・村岡町・香住町

合併協議会だより

第7号

平成16年7月発行



▲第12回合併協議会（7月28日）

第12回合併協議会が7月28日、村岡町老人福祉センターで行われ、協議の結果、全会一致で新町の名称が「香美町」に決まりました。「香り高く、美しい町」という意味をもち、町民の心よりどころとなるとともに、町の発展に期待が込められています。詳細については、次号（第8号）において掲載します。なお、2ページ以降は7月14日までの内容を掲載しています。

Contents

- 第10回合併協議会を開催 P2
- 第11回合併協議会を開催 P3~4
- 小委員会の報告 P5
- 合併協議会からのお知らせ P6

第10回合併協議会を開催

7月6日、美方町総合センターで、第10回合併協議会が開催されました。提出された議題と概要は次のとおりでした。

報告事項

報告第25号
第8回及び第9回新町の事務所の位置等検討小委員会について

↓承認

第8回及び第9回新町の事務所の位置等検討小委員会について、報告が行なわれ、承認されました。

(※5ページ参照)

報告第26号
第6回新町まちづくり計画検討小委員会について

↓承認

第6回新町まちづくり計画検討小委員会について、報告が行なわれ、承認されました。

報告第27号

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会について

↓承認

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会について、報告が行なわれ、承認されました。

(※5ページ参照)

協議事項

協議第43号
議会関係事務事業の取扱いについて

↓確認

議会関係の事務の取扱いについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】
1 定例会の回数及び召集について

現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2 臨時会について

地方自治法の定めにより開催する。

3 委員会種別と委員数について
新町の議会において定める。

4 議会広報紙について
年4回発行し、全戸配布する。

協議第44号
財産の取扱い(その2)について

↓確認

財産区について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】
現行のとおり新町へ引き継ぐ。

財産区の所在

- ① 口佐津財産区…佐津・柴山地区
- ② 長井財産区…長井地区
- ③ 余部財産区…余部地区



▲第10回合併協議会の様子

協議第45号
新町の事務所の位置について

↓確認

小委員会で協議されていた新町の事務所の位置について、次のように確認されました。

【確認内容】
1 新町の事務所の位置は、城崎郡香住町香住字門前1595番地の3(現香住町庁舎)とする。

2 美方町、村岡町の各現庁舎に支所を置き、「地域局」と称する。

3 「地域局」は、住民生活に密着した業務や地域振興業

務等幅広い分野の業務を担うものとする。

4 現村岡町庁舎に本庁機能の一部を分散して配置する。配置する部門は、村岡町が要望する農林、保健福祉及び教育委員会をもとに町長会で別途、前向きに協議するものとする。

5 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。

6 現香住町庁舎は移転が必要であるため、香住町内の「地域高規格道路」香住インターチェンジ周辺の適地に新築することとし、速やかに建設に着手するものとする。

協議第11号(継続)
新町の名称について

↓継続

新町の名称について、意見交換がなされましたが、旧町名の取扱いなどについて結論がでず、継続協議されることとなりました。



第11回合併協議会を開催

7月14日、香住町文化会館で、第11回合併協議会が開催されました。提出された議題と概要は次のとおりでした。

報告事項

報告第28号
平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算について

↓承認

本協議会における平成15年度の歳入歳出決算について、報告が行なわれ、承認されました。

報告第29号

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について

↓承認

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について、報告が行なわれ、承認されました。

(※5ページ参照)

協議事項

協議第46号
住民関係事務事業の取扱いについて

↓確認

住民関係の各種証明書の手数料他、防災に関することなどについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 住民関係の各種証明書交付事務について

現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は香住町の例により、合併時に統一する。

2 防災に関すること

(1)災害対策基本法にもとづき、合併時に防災会議条例を制定し、防災会議を設置する。

(2)地域防災計画は、現行の3町の計画をもとに、合併後、速やかに策定する。

(3)自主防災組織は、現行の3町の組織を新町へ引き継ぐ。

(4)防災行政無線施設は、合併後、新町において統一を検討

○住民関係各種証明書の手数料

(1件につき)

手数料の種類	手数料金額			
	美方町	村岡町	香住町	新町
戸籍の附票の写し	¥200	¥200	¥250	¥250
住民票の写し	¥200	¥200	¥250	¥250
除かれた住民票の写し	¥200	¥200	¥250	¥250
住民票記載事項証明	¥200	¥200	¥250	¥250
身分証明	¥200	¥200	¥250	¥250
外国人登録原票記載事項証明	¥200	¥200	¥250	¥250
外国人登録原票の写し	¥200	¥200	¥250	¥250
住民票の閲覧	¥200	¥200	¥250	¥250
印鑑登録証明	¥200	¥200	¥250	¥250
印鑑登録証交付	¥200	無料	¥250	¥250
埋火葬証明	¥200	¥200	¥250	¥250
被害証明	¥200	¥200	¥250	¥250

※住民票の写しについては4人までの金額です。なお、新町においては1枚5人記入の様式となり、枚数に関係なく250円となります。

する。

3 防犯灯の設置及び管理について

美方町及び香住町の例をもとに合併時に再編する。

協議第47号

住民関係事務事業の取扱いについて

↓確認

住民関係の手数料について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 納税証明手数料、課税証明手数料及び住宅用家屋証明申請手数料は、合併時に香住町の例により統一する。

2 税督促手数料は、合併時に村岡町の例により統一する。

3 固定資産に関する証明手数料は250円とする。ただし、土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、5棟までごとに1件とする。

4 公園、図面等の公文書の閲覧手数料は250円とする。ただし、1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは、1時間までごとに200円を加える。

協議第48号

建築関係事務事業の取扱いについて

↓確認

町道や公営住宅などの取扱いについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

○税務関係各種証明書の手数料

(1件につき)

手数料の種類	手数料金額			
	美方町	村岡町	香住町	新町
納税証明	¥200	¥200	¥250	¥250
課税証明	¥200	¥200	¥250	¥250
固定資産に関する証明	¥200 土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、1棟を1件とする。	¥200 土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、1構を1件とする。	¥250 土地については5筆までごとに1件とする。	¥250 ただし、土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、5棟までごとに1件とする。
住宅用家屋証明申請	—	—	¥1,300	¥1,300
税督促	¥100	¥150	¥100	¥150
公図、図面等の公文書の閲覧	¥200 1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに150円を加える。	¥200 1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える。	¥250	¥250 1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える。

※住宅用家屋証明申請手数料については、政令にもとづき定めている香住町の例による。

【確認内容】

1 道路等に関すること

(1) 町道・橋梁は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、路線区分は新町において調整する。

(2) 町道及び橋梁の新設、改良、舗装に係る受益者負担金は、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中（用地買収を含む）の路線に対する負担は、従前の例による。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、合併時に香住町の例により再編する。ただし、合併時に事業実施中の箇所に対する負担は、従前の例による。

(4) 災害復旧事業に係る受益者負担金は徴しない。

(5) 除雪路線は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、除雪計画は、合併後に新町において調整する。

除雪機購入補助制度は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、補助内容等は合併時に統一する。

2 町営住宅に関すること

(1) 町営住宅は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 町営住宅の入居資格は、合併時に村岡町、香住町の例により統一する。

協議第49号

農林水産関係事務事業

(その1)の取扱いについて

↓確認

農業、土地改良、畜産、水産など、農林水産に関することについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 農業に関すること

(1) 生産調整に対する助成措置等の農業振興対策事業は、各町の取り組み経過、地域特性を考慮し、合併後に再編する。

(2) 中山間地域等直接支払交付金事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(3) 棚田保全緊急対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(4) 農業振興に係る利子補給制度は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

(2) 農地及び農業用施設の災害復旧に係る受益者負担率は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、町単独事業は合併時に廃止する。

3 畜産に関すること

(1) 優良牛確保事業及び町有雌牛貸付事業等の畜産振興対策事業は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。

(2) 畜産振興に係る利子補給制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。

4 水産に関すること

(1) 種苗放流事業等の水産振興対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 水産振興に係る利子補給制度は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

5 農林水産関係の各種証明書交付事務に関すること

(1) 農林水産関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町に引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により合併時に統一する。

協議第50号
総務関係事務事業の取扱い
(MGN) 301117

↓継続

第三セクター、姉妹都市交流などに関する事について、協議が行なわれましたが、第三セクターに関する資料提出の要望があり、継続協議されることになりました。

協議第51号

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算
(第1号) について

↓確認

本協議会における平成16年度の補正予算について、協議が行なわれ、確認されました。

小委員会の報告

協議第11号(継続)

新町の名称について

↓継続

新町の名称については、2次選定で5候補を選定することになっていましたが、岩槻会長から6候補との提案があり、投票の結果、次の6候補が選ばれました。



▲名称を投票する岩槻会長

【新町名称第二次選定作品】

(50音順)

- 香住町 (かすみ)
- 香美町 (かみ)
- 美方町 (みかた)
- 美郷町 (みさと)
- 村岡町 (むらおか)
- 矢田川町 (やだがわ)

第9回新町の事務所の位置等検討小委員会を開催

6月29日、村岡町老人福祉センターにおいて、第9回新町の事務所の位置等検討小委員会が開催されました。

前回に引き続き、庁舎の位置について、協議されました。まず、村岡町長(岩槻委員)から、次の意見が表明されました。

(1)庁舎の位置については、人口規模や年齢構成、産業構造、商業活動、生産所得など地域経済の状況、市街地形成や道路網の拡充等、総合的な町づくりの観点から判断して、香住町がふさわしい。

(2)村岡庁舎に本庁機能の一部を分散し、農林、保健福祉、教育委員会及び電算センターの機能を配置してほしい。

これらの意見をもとに協議がなされ、庁舎の位置については、

* 総合的な町づくりの観点から香住町に本庁舎を置くこととし、美方町、村岡町にそれぞれ支所を置く。

* 本庁舎は、当面は現香住町庁舎とするが移転が必要なため、香住町内の「地域高規格道路」香住インターチェンジ周辺の適地に速やかに建設する。

* 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。

などが確認されました。

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会を開催

7月6日、美方町総合センターにおいて、第10回新町の事務所の位置等検討小委員会が開催されました。

前回に引き続き、庁舎の位置について、協議されました。

この日の小委員会では、前回の村岡町長(岩槻委員)の意思表明を受け、確認された事項のうち、継続協議となっていた部分について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

* 美方町、村岡町には各現庁舎に支所を置き、「地域局」と称する。

* 新町の海側、山側地域のバランスある発展を図るため、村岡地域局には、本庁機能の一部を分散して配置することとし、配

置する部分については、村岡町が要望する農林、保健福祉及び教育委員会をもとに町長会で別途、前向きに協議する。

その他、地域の最重要課題として挙げられている事業の内容については、各町の説明を受け、質疑を受けた後、本小委員会として前向きに進めていく事業であるとの確認を行いました。

第7回新町まちづくり計画検討小委員会を開催

7月14日、香住町文化会館において、第7回新町まちづくり計画検討小委員会が開催されました。

これまでまとめてきた「新町まちづくり計画」(案)について、事務局より前回からの修正事項や、この度示された県事業等の説明を受け、さらに地域の最重要課題に関する各町の説明を受けたあと、全般的な意見交換を行いました。地域の最重要課題については、「V 最重要課題事業の取り組み」を追加し、「新町まちづくり計画」(案)として全体会に報告することになりました。

一 合併協定項目の協議状況

平成16年7月14日現在

合併協定項目		協議	確認
基本項目	1 合併の方式	●	●
	2 合併の期日	●	●
	3 新町の名称	●	
	4 新町の事務所の位置	●	●
	5 財産の取扱い	●	●
合併特例法 規定項目	6 新町まちづくり計画	●	
	7 地域審議会の取扱い		
	8 議会の議員の定数及び任期の取扱い	●	●
	9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	●	●
	10 一般職の職員の身分の取扱い	●	●
	11 一部事務組合等の取扱い	●	一部
	12 地方税の取扱い	●	●
その他の 協議項目	13 特別職の身分の取扱い	●	●
	14 条例、規則等の取扱い	●	●
	15 事務組織及び機構の取扱い		
	16 使用料、手数料等の取扱い	●	●
	17 公共的団体等の取扱い	●	●
	18 補助金、交付金等の取扱い	●	●
	19 字名の取扱い		
	20 慣行の取扱い	●	●
	21 国民健康保険事業の取扱い	●	●
	22 介護保険事業の取扱い	●	●
	23 消防団の取扱い	●	●
	24 各種事務事業の取扱い		
	① 議会関係事務事業の取扱い	●	●
	② 総務関係事務事業の取扱い	●	一部
	③ 企画関係事務事業の取扱い	●	●
	④ 税務関係事務事業の取扱い	●	●
	⑤ 住民関係事務事業の取扱い	●	●
	⑥ 環境関係事務事業の取扱い		
	⑦ 保健医療関係事務事業の取扱い		
	⑧ 福祉関係事務事業の取扱い	●	一部
	⑨ 農林水産関係事務事業の取扱い	●	一部
	⑩ 商工観光関係事務事業の取扱い		
	⑪ 建設関係事務事業の取扱い	●	●
	⑫ 水道・下水道関係事務事業の取扱い	●	一部
	⑬ 学校教育関係事務事業の取扱い	●	一部
	⑭ 社会教育関係事務事業の取扱い		
⑮ 電算システム関係事業の取扱い	●	●	
⑯ その他協議が必要な事業の取扱い			

【発行】 美方町・村岡町・香住町合併協議会
 【住所】 〒667-1368
 兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2 (村岡町射添会館内)
 電話 (0796)99-5050
 F A X (0796)95-0221
 E-mail mmk3t-gappei@fine.ocn.ne.jp
 URL <http://www.mmk3t-gappei.com/>

合併協議会のご案内

○第14回合併協議会

日 時 平成16年8月30日(月)

午後1時30分～

場 所 香住町文化会館

○第15回合併協議会

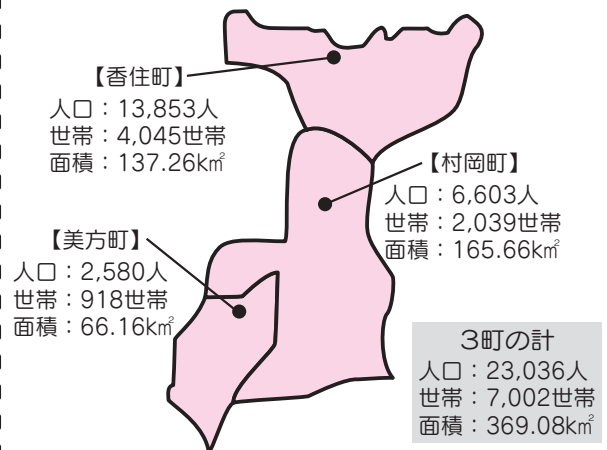
日 時 平成16年9月8日(水)

午後1時30分～

場 所 村岡町老人福祉センター

※都合により変更することがあります。

3町の人口・世帯・面積等



※平成16年7月1日現在

事務局の合併紀行

子供たちも夏休みに入り、夏本番を迎え、各地でイベントや祭りが行われる季節になりました。7月24日に香住ふるさとまつりに行って来ました。久しぶりの花火に感激です。花火を見ながらビールを飲む。そんな最高の至福の時も祭りの特権かも知れません。ところで、合併協はというと、庁舎の位置も決



まり、先日、7月28日に町名も香り高く美しい「香美町」に決まりました。合併協議も大詰めを迎えようとしています。暑い夏、事務局も暑さに負けずがんばっています。